

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

ふ る さ と ホ ー ム

利 用 契 約 書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(福岡県指定 第4072000153号)

（以下、「利用者」といいます）と ふるさとホーム（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日の 7 日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、且つ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護 1～5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

1. 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するまでの留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
2. 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
3. 施設サービス計画の作成および変更に際してはその内容を利用者及び家族等に説明し、了解を得ます。

第4条（栄養ケア計画）

事業者は、次の各号に定める事項を管理栄養士に行わせます。

1. 利用者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員、その他の職種が共同して、利用者個々に摂取・嚥下機能に着目し、食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する。
2. 利用者個々の栄養ケア計画に従い栄養管理を行うとともに、利用者個々の栄養状態を定期的に記録する。
3. 利用者個々の栄養ケア計画進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直す。

第5条（介護老人福祉施設サービスの内容）

1. 事業者は、施設サービス計画、栄養ケア計画に沿って、利用者に対し居室、介護サービス及び、食事、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供いたします。また、施設サービス計画、栄養ケア計画が作成される期間も、利用者の希望、状態に応じて、適切なサービスを提供します。

- 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書及び契約書別紙】の通りです。事業者は、【重要事項説明書及び契約書別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 事業者はサービスの提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

第6条（要介護認定、高額介護サービス費の申請に係る援助）

- 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう、利用者の要介護認定の更新申請の事務手続きを代行します。
- 事業者は、利用者が同じ月に利用した介護サービス費の利用者負担額の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には、世帯の合計額）が高額となり、一定額を超えた時には、申請により上限を超えた分が高額介護サービス費として後から払い戻される高額介護サービス費について、その払い戻しが円滑に行えるよう、高額介護サービス費申請の事務手続きを代行します。

第7条（サービス提供の記録）

- 事業者は介護老人福祉施設サービスの提供に関する実施記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 利用者は、10時から17時の間に事務所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第8条（料金）

- 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書及び契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に通知します。
- 利用者は、当月の合計額を翌月末日までに、預かり金銭（口座）より引き落とし、又は、窓口でのお支払い、指定口座への入金にて行います。
- 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対して領収書を発行します。（原則として領収書の再発行は致しません）

第9条（居室の変更）

利用者及び家族から居室変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議の上決定するものとします。

第10条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して（15日間の予告期間をおいて）文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく、6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも拘わらず1ヶ月以内に支払われない場合
 - (2) 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - (3) 利用者が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - (4) やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合
3. 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と判断された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合

第11条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第12条（秘密保持・個人情報の保護）

1. 事業者及び事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所等に対し、利用者の個人情報を提供しません。
3. 事業者及び事業者の使用者は、【特別養護老人ホーム　ふるさとホーム　個人情報に関する各規定・規則】に従い、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報に関する基本方針のもと、個々に利用目的を特定します。予め利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

第13条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条（身元引受人）

1. 身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する利用料などの経済的な債務について、利用者と連帯してその履行の責任を負います。
2. 前項の身元引受人の負担は、極度額100万円を限度とします。
3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - 一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
 - 二 本契約が終了した場合に事業者と協力して利用者の状態に応じた受入先を確保すること
 - 三 利用者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに遺体及び遺留品（居室に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取りなど必要な処理を行うこと
4. 事業者は、利用者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
5. 利用者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
6. 事業者は、利用者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で利用者の残置品を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。
7. 利用者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは辞退等した場合には、新たに身元引受人を立てるようと共に、前身元引受人との利用料などの経済的な債務等につき、新身元引受人は利用者と連帯してその履行の責任を負うものとします。
8. 利用者は、連帯保証人を立てる事とします。但し社会通念上、連帯保証人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。連帯保証人は、利用者・身元引受人と共に債務等の連帯保証にあたるものとします。
9. 前項の連帯保証人の負担は、極度額100万円を限度とします。

第15条（連絡義務）

1. 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等の必要な処置を行います。
2. 事業者は、各種感染症等発症の疑いのある利用者や従業員が規定数に達した場合には、速やかに関係機関へ報告するとともに、対象家族に対しても内容の報告を行います。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に行います。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

また、重要事項説明書及び契約書別紙についても本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者名 利用者 _____

事業者 社会福祉法人 学正会
特別養護老人ホームふるさとホーム
福岡県指定 第4072000153号
住所 福岡県柳川市東蒲池564-1
管理者 施設長 金納貞治 印

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____
氏名 _____ 印 (続柄：)

代理人 住所 _____
(選任した場合) 氏名 _____ 印

連帯保証人 住所 _____
氏名 _____ 印 (続柄：)